

最高裁秘書第3878号

令和元年8月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 司法行政文書開示通知書

令和元年5月6日付け（同月8日受付、最高裁秘書第2409号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

#### 1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成31年（2019年）1月17日付け「損害賠償請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 平成31年（2019年）2月4日付け「保有個人情報開示請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (3) 平成31年（2019年）2月5日付け「損害賠償等請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (4) 平成31年（2019年）2月14日付け「損害賠償請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (5) 平成31年（2019年）2月14日付け「売買代金請求本訴等事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (6) 平成31年（2019年）3月28日付け「未払賃金等、地位確認等請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (7) 平成31年（2019年）4月18日付け「道路交通法違反被告事件について

て」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

## 損害賠償請求事件について

### 事案の概要

本件は、名張市議会議員である被上告人（第1審原告）が、上告人（名張市、第1審被告）に対し、名張市議会運営委員会が被上告人に対する厳重注意処分の決定をし、名張市議会議長がこれを公表したことにより、名誉を毀損されたとして、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料の支払を求める事案である。

〔参考〕 国家賠償法1条1項

（公権力の行使に当る公務員の加害行為に基づく損害賠償責任）

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

### 裁判の経過と争点

- ◇ 原審は、①本件訴えは、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たり、②上記の決定及びその公表による名誉毀損の成否について司法審査が及ぶとし、上記の決定及びその公表は違法であるとして、第1審判決を取り消し、被上告人の請求を慰謝料50万円の支払を求める限度で認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、①本件訴えは、裁判所法3条1項にいう法律上の争訟に当たるか、②上記の決定及びその公表の適否について、議会の内部規律の問題として裁判所はその判断を差し控えるべきか、である。

〔参考〕 裁判所法3条1項

（裁判所の権限）

裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

傍聴人の皆様へ

平成31年（2019年）2月4日

最高裁判所広報課

## 保有個人情報開示請求事件について

### 事案の概要

本件は、被上告人（1審原告）が、銀行である上告人（1審被告）に対し、個人情報保護法28条1項に定める保有個人データの開示請求権に基づき、被上告人の亡母が上告人に提出していた印鑑届書の写しの交付を請求する事案である。

#### 〔参考〕

個人情報保護法28条1項は、「本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。」と規定している。

ある情報が「保有個人データ」に当たるというためには、その情報が開示請求者に関するものとして「生存する個人に関する情報」に当たることなどが必要とされている（同法2条1項、6項及び7項）。

### 原判決及び争点

- ◇ 原判決は、死者の財産に関する情報は相続人や受遺者に関する情報でもあるとした上、印鑑届書の情報は被上告人の亡母の預金口座に関する情報であるから、亡母から遺贈を受けた被上告人に関する情報（「生存する個人に関する情報」）に当たるなどと判断して、被上告人の請求を認容した。
- ◇ 上告人は、印鑑届書は専らその届出をした預金者の本人確認のための書類にすぎないから、被上告人の亡母が上告人に提出していた印鑑届書の情報は被上告人にとっての「生存する個人に関する情報」に当たらないなどと主張している。

## 損害賠償等請求事件について

### 事案の概要

上告人ら(第1審被告)と被上告人(第1審原告)は、いずれも本件マンションに専有部分を持つ団地建物所有者である。

本件マンションの団地管理組合法人の集会において、専有部分の電気料金を削減するため、その規約の細則を設定するなどして、専有部分で使用する電力の供給を受ける方式を変更する旨の決議がされた。この変更のためには、全ての専有部分について各団地建物所有者等と電力会社との間でこれまで締結されていた電力供給契約を解約する必要がある。

本件は、被上告人が、上記決議又は上記規約(細則)は上記解約の申入れを上告人らに義務付けるものであるにもかかわらず、上告人らがその義務に反し解約の申入れをしないことにより、電力の供給を受ける方式の変更がされず、被上告人の専有部分の電気料金が削減されないという損害を被ったと主張して、上告人らに対し、不法行為に基づく損害賠償を求める事案である。

### 原判決及び争点

- ◇ 原判決は、上記集会決議は、団地建物所有者等に対し、その専有部分についての電力会社との間の電力供給契約の解約申入れを義務付けるものとして、建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」という。)に基づき効力を有するから、上告人らが上記義務に反し上記解約申入れをしないことは被上告人に対する不法行為を構成するとして、被上告人の請求を認容した。
- ◇ 最高裁における主たる争点は、上告人らが上記決議又は上記規約(細則)に基づき上記解約申入れをする義務を負うか否かであるところ、その義務の存否に関し、上記決議又は上記規約(細則)が区分所有法に基づき効力を有するか否かが問題となっている。

## 損害賠償請求事件について

## 事案の概要

死刑確定者として拘置所に収容されている原告は、許可を受けずに、吸収紙等への書き込みや封筒の加工(切断)をしたところ、拘置所長が刑事収容施設法74条に基づいて定めた本件遵守事項(許可なく便箋等以外の物への書き込み又は物品の加工等をしてはならないとするもの)に違反するとして、同所長等から指導、懲罰等の措置を受けた。

本件は、原告が、上記措置は違法であると主張して、被告国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等の支払を求める事案である。

〔参考〕刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律74条(抜粋)

1項 刑事施設の長は、被収容者が遵守すべき事項(以下この章において「遵守事項」という。)を定める。

2項 遵守事項は、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

8号 金品について、不正な使用、所持、授受その他の行為をしてはならないこと。

## 原判決及び争点

◇ 原判決は、「刑事収容施設法74条2項8号は書き込みや物品の加工に関して不正と評価し得る行為の禁止のみを容認しているから、本件遵守事項についても、その文言にかかわらず、不正と評価し得る行為のみを禁止しているものと解釈すべきである。原告がした書き込み等の行為は、一般社会においても通常行われる態様のものであって、不正連絡又は不正情報収集につながるおそれがない。これらの行為が遵守事項に違反することを理由とする指導、懲罰等の措置は国家賠償法上違法というべきである。」旨判断して、原告の請求を一部認容した。

◇ 最高裁における争点は、本件遵守事項の解釈及び適否である。

上告人(被告国)は、「本件遵守事項は、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれのある一定の行為を拘置所長の許可に係らせ、その許可に際して不正な行為に該当するか否かを同所長が個別具体的に判断するという規制方法を定めるものであり、同所長の裁量の範囲内で定められた適法なものである。原告が許可を受けずにした書き込み等の行為は本件遵守事項に違反するから、その違反を理由とする指導、懲罰等の措置に違法はない。」旨主張している。

売買代金請求本訴等事件について

## 事案の概要

本件は、上告人が、被上告人に対し、売買契約に基づき代金及び遅延損害金の支払等を求める事案である。

被上告人は、上告人が被上告人の取引先に対する債権の仮差押命令（以下「本件仮差押命令」という。）の申立てをしたことが被上告人に対する不法行為となり、取引先が被上告人と新たな取引を行わなくなったことによる逸失利益等の損害が発生したとして、その損害賠償債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張するなどして、上告人の請求を争っている。

## 原判決及び争点

- ◇ 原判決は、要旨次のとおり判断して、被上告人主張に係る相殺の抗弁を認めた。
  - 1 本件仮差押命令の申立ては、保全の必要性が認められないため違法である。
  - 2 本件仮差押命令当時における被上告人と取引先との取引期間やその他の被上告人の取引状況等に照らすと、本件仮差押命令の申立てがなければ、被上告人は取引先との取引によって3年分の利益を得ることができた。本件仮差押命令の正本の送達を受けた取引先が、被上告人の信用状況について疑問を抱くなどして、新たな取引を行わないとの判断をすることは十分考えられ、上告人は、このことについて予見可能であった。したがって、本件仮差押命令の申立てと取引先が被上告人と新たな取引を行わなくなったこととの間には、相当因果関係が認められる。
- ◇ 最高裁における争点は、本件仮差押命令の申立てと逸失利益の損害との間に相当因果関係が認められるか否かである。

傍聴人の皆様へ

平成31年(2019年)3月28日

最高裁判所広報課

## 未払賃金等、地位確認等請求事件について

### 事案の概要

本件は、被上告人に雇用されていた上告人(第1審原告)が、被上告人(第1審被告)に対し、労働協約により減額して支払うものとされていた賃金につき、当該減額分の賃金及びこれに対する遅延損害金の支払等を求める事案である。

### 原判決及び争点

- ◇ 原判決は、上告人が所属する労働組合と被上告人との間で賃金を減額して支払う旨の労働協約が締結され、被上告人が上告人に対して賃金を減額して支払った後、上記労働組合と被上告人との間で減額分の賃金債権を放棄する旨の合意がされたところ、この合意により、上告人の減額分の賃金債権も放棄されたとして、上告人の請求を棄却した。
- ◇ 最高裁における争点は、上記の労働組合と被上告人との間でされた合意により、上告人の賃金債権が放棄されたといえるか否かである。

## 道路交通法違反被告事件について

### 事案の概要

- ◇ 本件は、被告人が赤色信号を看過して普通乗用自動車を運転して進行したという道路交通法違反（赤信号看過）の事案である。上記行為は、反則行為に当たるところ、検察官は、被告人が交通反則告知書の受領を拒んだため、反則金納付の通告の前提となる告知ができなかつたとき（道路交通法130条2号）に当たるとして本件公訴を提起した。
- ◇ 1審で、被告人は罰金9000円に処せられ、被告人が控訴した。

#### 〔参考〕道路交通法第130条（抜粋）

反則者は、当該反則行為について…当該反則行為が属する種別に係る反則金の納付の通告を受け、かつ、…（反則金を納付すべき期間）…が経過した後でなければ、当該反則行為に係る事件について、公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審判に付されない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、この限りでない。

2号 その者が書面の受領を拒んだため、又はその者の居所が明らかでないため、…告知又は…通告をすることができなかつたとき。

### 原判決及び争点

- ◇ 原判決は、被告人が交通反則告知書の受領を拒んだのは、被告人が、違反を現認した警察官らに対し、パトカーの車載カメラ映像を確認させてほしいと求めたのに、警察官らがこれを拒否した対応が一因となっており、本件が道路交通法130条2号に当たると解するのは信義に反する、被告人が一旦交通反則告知書の受領を拒んだとしても同号に当たらないとして、1審判決を破棄して本件公訴を棄却した。これに対し、検察官が上告した。
- ◇ 争点は、本件が道路交通法130条2号に当たるといえるか否かである。